

温泉資源の保護対策について

1. 関係法令（抜粋）

温泉法

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

（第3項、略）

（許可の基準）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

（第3号～第5号、略）

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

（許可の有効期間等）

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

(工事の完了又は廃止の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(原状回復命令)

第八条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

(増掘又は動力の装置の許可)

第九条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条から前条までの規定は、前項の増掘又は動力の装置の許可について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置

が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の制限に関する命令)

第十条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

(第2項、略)

(報告徴収)

第三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(第2項、略)

(立入検査)

第三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

(第2項及び第3項、略)

温泉法施行規則

(土地の掘削の許可の申請)

第一条 温泉法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 掘削に係る温泉の利用の目的
- 三 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
- 四 ゆう出路の口径、深さその他掘削の工事の施行方法
- 五 工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 掘削しようとする土地の付近の見取図
- 二 申請者が法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類
- 三 申請者が法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

(工事の完了又は廃止の届出)

第三条 法第六条第一項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 掘削許可等の別
- 三 掘削許可等を受けた日
- 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 五 工事の完了又は廃止の日

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

第四条 法第九条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 増掘又は動力の装置の目的
- 三 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況

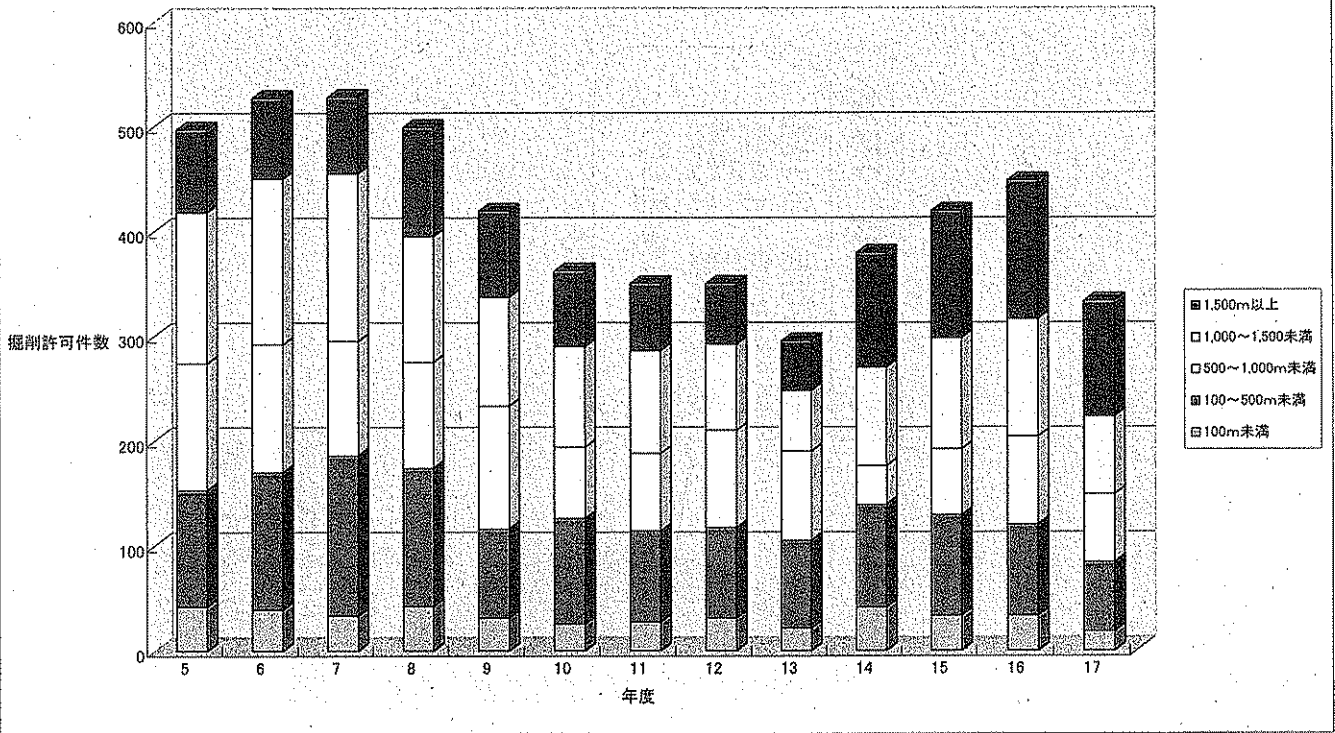
- 四 温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ
 - 五 増掘後のゆう出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
 - 六 工事の着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の見取図
 - 二 申請者が法第九条第二項において準用する法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

新規掘削許可の掘削深度別の年度推移

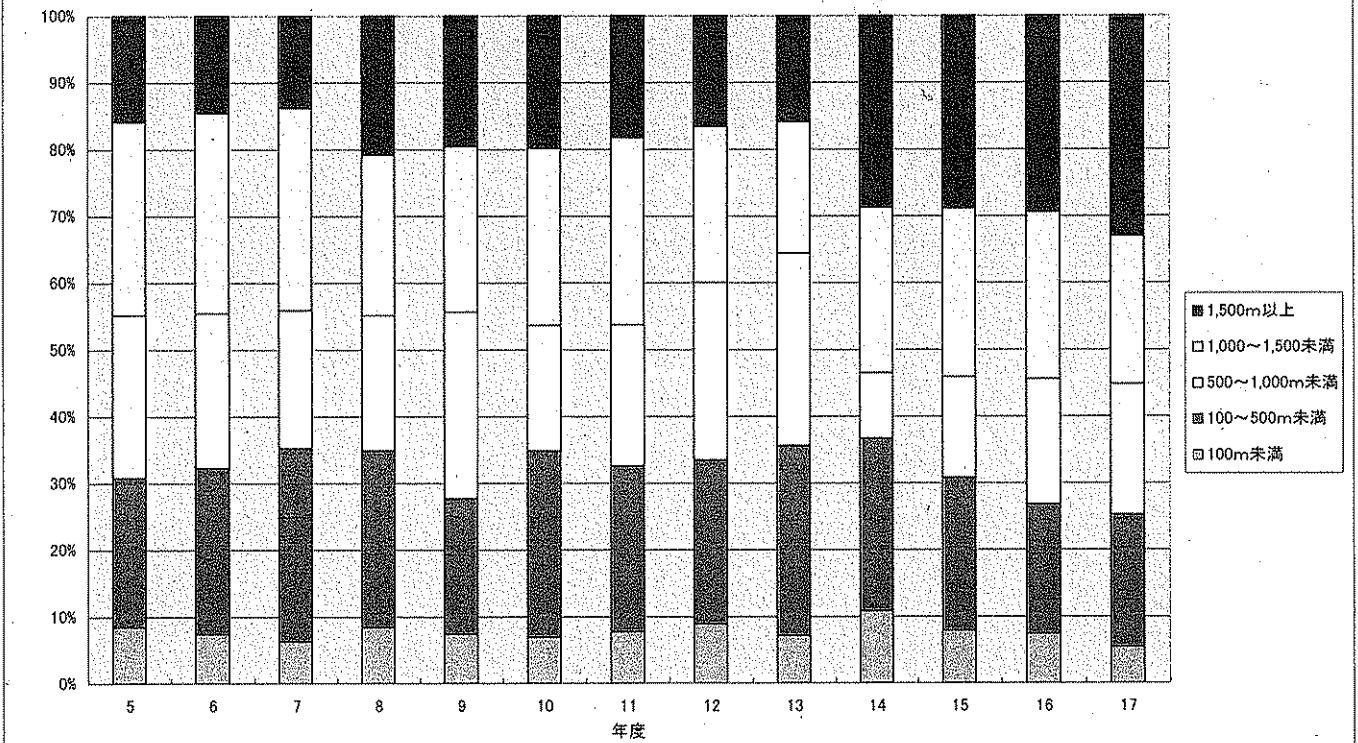
	許可の年度別(平成・年度)													全体に占める割合	
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		5~17年度合計
新規掘削の許可総件数	497	527	528	499	419	362	350	350	295	379	419	448	333	5,111	100%
深度1,000m未満	274	292	295	275	233	194	210	190	176	192	204	149	2,682	52%	
深度100m未満	42	39	33	42	31	25	27	21	41	33	33	18	395		
100~500m未満	111	131	153	132	85	101	86	84	98	96	87	66	1,233		
500~1,000m未満	121	122	109	101	117	68	74	85	37	63	84	65	1,054		
深度1,000m以上	223	235	233	224	186	168	140	105	203	227	244	184	2,429	48%	
~1,500未満	144	158	160	120	104	96	82	58	94	106	112	74	1,348		
1,500m以上	79	77	73	104	82	72	58	47	109	121	132	110	1,081		
1,500~2,000m未満									102	111	123	103			
2,000m以上									7	10	9	7			

調査中の県(2県)があるため掲載されているデータはH18.7.21現在の途中集計値である。

年度・掘削深度別推移



掘削深度割合の推移



各都道府県における掘削許可基準の状況について

